

2021年4月13日

IFRS 解釈指針委員会 御中

「棚卸資産の販売に要するコスト（IAS 第2号『棚卸資産』）」

に関するアジェンダ決定案に対するコメント

1. 当委員会は、「棚卸資産の販売に要するコスト（IAS 第2号『棚卸資産』）」に関する IFRS 解釈指針委員会（以下「委員会」という。）の2021年2月の IFRIC アップデートにおけるアジェンダ決定案に対するコメントの機会を与えられたことを歓迎する。
2. 我々は、アジェンダ決定案については、次の理由により、公表を支持しない。
 - (a) IASB スタッフの見解にもあるが、IAS 第2号ではどのコストが具体的に棚卸資産の「販売に要するコスト」なのか識別されておらず、その結果、見解に多様性が生じている。増分コストのみを「販売に要するコスト」に含めることの根拠と記載が IAS 第2号にないことをもって、増分コスト以外のコストも「販売に要するコスト」に含めるとする理屈は、IFRS 基準における諸原則及び要求事項が適切な基礎を提供しているとするアジェンダ決定案の結論と相容れないと考える。
 - (b) アジェンダ決定案では、「増分的なコスト以外のコストも含め、どのコストが販売を行うために必要なのか具体的な事実及び状況を考慮して判断する」と結論を下しているが、どのようなコストを販売に要するコストとすべきかについての具体的な判断規準は示されておらず、このアジェンダ決定案の公表が、販売に要するコストの範囲に関する見解の多様性を必ずしも解決するものにならないと考える。
 - (c) 特に、このアジェンダ決定案は、「販売に要するコスト」を増分コストに限定することを否定している。「販売に要するコスト」を増分コストに限定してきた企業は相当数、存在すると理解しているが、このアジェンダ決定案の内容では、増分コスト以外のどのようなコストを「販売に要するコスト」に含めることに

なるのかが明確ではない。増分コスト以外のコストを算定することは、その範囲に含めるコストの特定や複数の品目に関連するコストの配賦方法の観点から容易でないため、明確な判断規準もなく企業に販売に要するコストの算定を求めることは、実務上の混乱を招く可能性が高い。そのため、我々は現在の形でアジェンダ決定を公表すべきではないと考える。

3. 我々は IAS 第 2 号の原則と要求事項は、本論点に対処するための適切な基礎を提供していないと考える。IASB が本論点に対処するならば、デュー・プロセス・ハンドブックの第 5.16 項に従い、基準設定プロジェクトとして作業計画に追加することを検討すべきである。
4. 本アジェンダ決定は、相当数の企業の会計上の変更につながる可能性が高く、実務上の混乱を招くおそれがあるため、本アジェンダ決定の公表によって拙速に結論を下すものではないと考える。我々はコストの定義を IFRS 基準間で整合させることを求める声があることを認識している。IASB が本論点に対処するならば、基準設定プロジェクトの範囲、つまり、棚卸資産のコストのみを扱うべきかどうかについて十分に議論する必要があると考える。
5. 我々のコメントが、委員会及び IASB の将来の議論に貢献することを期待している。ご質問があれば、ご連絡いただきたい。

小賀坂 敦

企業会計基準委員会 委員長